

『市町村のための水害対応の手引き』改訂(平成30年6月)の概要

背景

平成29年7月九州北部豪雨災害や規程・運用指針等の改定を踏まえ、2回目の改訂を実施

主な改訂内容

1 平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた改訂

- 地域の防災力を高めるための取組の推進
 - ▶ 「出水期前における住民参加型の避難訓練の実施」、「自助・共助の取組の促進」に関する記載を追加
- 情報の収集・分析体制の強化
 - ▶ 「水位計・監視カメラ等の設置」、「河川水位等の現地情報、流域雨量指数の予測値(洪水警報の危険度分布)等から避難勧告等の発令に資する情報の整理」、「ホットラインによる直接的な助言の活用」に関する記載を追加
- 避難勧告等の情報伝達体制の強化
 - ▶ 「洪水予報河川・水位周知河川以外の河川等に係る避難勧告等の発令基準の策定」、「情報伝達手段の多重化等」に関する記載を追加

2 規程・運用指針等の改定を踏まえた改訂

- 災害救助法の適用に係る規程等
 - ▶ 災害救助基準や災害救助事務取扱要領等の改定に伴い、所要の修正を実施
- 住家の被害認定基準運用指針等
 - ▶ 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」等の改定に伴い、所要の修正を実施

3 その他記載内容の修正

- 「近年の水害の発生状況」などの記載内容を更新(最新化)